

平成24年2月18日

六稜同窓会  
六稜文庫運営規定

第1条 (定義)

六稜文庫とは六稜同窓会会員および特別会員から寄贈を受けた著作物を受入れ・保管・貸出しする施設を云う。

第2条 (著作物の規定)

六稜文庫に受け入れる著作物は下記の通りとする。

1. 市販されている著作物で著作者、編者、翻訳者、写真撮影者等が六稜同窓会員又は特別会員であること。
2. 同期会の公式著作物
3. 文化部及び運動部のOB会・OG会関係の著作物

第3条 (六稜文庫の運営)

六稜文庫の運営は細則に基づいて六稜同窓会事務局が行う。

第4条 (六稜文庫の利用資格)

六稜文庫の利用資格者は六稜同窓会会員、特別会員、生徒とする。

第5条 (細則の制定)

この規定施行の際に必要な事項は、細則を以って別に定める。

付記

1. この規定は平成24年2月18日より施行する。
2. 本規定の改廃は、六稜同窓会理事会の承認を必要とする。